

資料提供

令和5年5月26日（金）
照会先：保健医療部生活衛生課食の安全対策室
担当者：室長補佐 佐藤 要介
連絡先：029-301-3424（内線）3421、3424
090-3311-1520

冷凍養殖淡水魚から抗菌性物質（エンロフロキサシン）の検出について

令和5年5月25日（木）、厚生労働省から、「東京検疫所が行った輸入食品モニタリング検査の結果、茨城県内の輸入者が輸入したベトナム産の「冷凍養殖淡水魚」から、抗菌性物質のエンロフロキサシンが検出された。」旨の通報を受理しました。

当該輸入者を管轄する潮来保健所長はこの通報を受け、本日、食品衛生法に基づき、当該輸入者に対し当該品の回収を命じました。

1 輸入者

名 称：八千代物産合同会社 代表社員 長坂 裕一郎
住 所：潮来市日の出1-16-39

2 回収対象品

品 名：冷凍養殖淡水魚（FROZEN SPINY EEL）
輸 出 国：ベトナム
輸 入 数 量：560kg（10kg×56CT）
輸入年月日：令和5年5月8日（月）

3 検査結果

抗菌性物質（エンロフロキサシン）0.14ppm 検出（食品に含有してはならない。）

4 出荷先及び出荷数

- （1）出荷年月日：令和5年5月13日（土）から
- （2）出 荷 先：三重県の食品販売店等
- （3）出 荷 数：523kg

※残り 37kg の内、3kg は検疫所の検査で使用、10kg は自家消費、24kg は輸入者倉庫に保管中。

5 県の対応等

- ・潮来保健所は食品衛生法第59条に基づき当該品の回収を命令しました。
- ・当該品の流通先を管轄する自治体を通じて回収状況の確認を行います。

県民の皆様へ

エンロフロキサシンのADI(1日許容摂取量)は、体重1kg当たり0.002mgであり、体重60kgの人に換算すると、0.12mg/日となります。この量は今回違反のあった「冷凍養殖淡水魚」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日約857gを食べ続ける場合に相当することから、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

(参考) 鮭の切り身の重量：1切れ当たり約80g

【 参 考 】

エンロフロキサシンの概要

1. 名 称：エンロフロキサシン、Enrofloxacin
2. 用 途：動物用医薬品（抗菌性物質）
3. 毒性評価：ADI 0.002mg/kg 体重/日

(ADIとは体重1kgあたりの1日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量)

【当該品の画像】

